

外国人労働者の方が受講する場合について

建設業労働災害防止協会東京支部

当支部で開催しております講習については、日本語のテキストを使用し、日本語による講義を行っております。また、修了試験の問題につきましても日本語の表記になっております。

この度、厚生労働省の通達「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」により、登録教習機関は、技能講習を受講する外国人（以下「外国人労働者」という。）の日本語の理解力を事前に確認することが望ましいとされました。

つきましては、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は、別添1「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」（以下「確認書」という。）を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、別添2「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」（以下「申告書」という。）を申込み時に提出して下さい。

また、申込みをされる際には、次の「外国人労働者の方が受講する際の注意事項」をご確認下さい。

外国人労働者の方が受講する際の注意事項

- 通訳や受講の補佐をする方の同席はできません。
- 講習中に講師や他の受講生に漢字の読み方や日本語の意味を質問することはできません。
- 日本語の理解力について、確認書（申告書）の内容と異なると事務局が判断した場合は、途中退席をお願いすることがあります。この場合、講習受講料、テキスト代金等は返金いたしません。
- 就業制限業務の講習（玉掛け技能講習・高所作業車運転技能講習）を受講する場合において、学科修了試験問題の漢字に「ひらがな」によるルビが振られた試験問題を事前に希望された場合には、提供することができます。
なお、合格点に達しない場合、修了証は発行いたしません。また、補講等も行いません。（就業制限業務以外の講習では、学科修了試験問題の漢字に「ひらがな」によるルビをふる対応はしてありません。）

建設業労働災害防止協会東京支部 御中

技能講習等受講における日本語の理解力確認書

受講者氏名 _____

(在留カード又は特別永住者証明書に記載されている氏名を正確にご記入下さい)

上記の者は、建設業労働災害防止協会東京支部において開催される技能講習等を受講するための十分な日本語の理解力（読み書きできる能力）を有しています。

令和 年 月 日

所在地 _____

事業主証明 会社名 _____

代表者名 _____ (印)

「玉掛け技能講習」又は「高所作業車運転技能講習」
を受講する方のみ回答をお願いいたします。

建設業労働災害防止協会東京支部で実施している就業制限業務の講習（玉掛け技能講習・高所作業車運転技能講習）を受講する場合において、学科修了試験問題の漢字に「ひらがな」によるルビをふるることについて、（希望します・必要ありません）。

(どちらかに○をして下さい)

(個人で受講を希望する外国人労働者の方 専用)

別添2

建設業労働災害防止協会東京支部 御中

技能講習等受講における日本語の理解力申告書

私は、建設業労働災害防止協会東京支部において開催される技能講習等を受講するための十分な日本語の理解力（読み書きできる能力）を有しておりますので、講習を申込みいたします。

令和 年 月 日

受講者氏名

_____ (在留カード又は特別永住者証明書に記載されている氏名を正確にご記入下さい)

「玉掛け技能講習」又は「高所作業車運転技能講習」
を受講する方のみ回答をお願いいたします。

建設業労働災害防止協会東京支部で実施している就業制限業務の講習（玉掛け技能講習・高所作業車運転技能講習）を受講する場合において、学科修了試験問題の漢字に「ひらがな」によるルビをふるることについて、（希望します・必要ありません）。

(どちらかに○をして下さい)